

PATENT Attorney®

日本弁理士会広報誌
2005
夏
VOL. 38

- リシト・極品をやめた知的財産権
使いやわや、美しさを追究した髪「ム
「くシ」^フン^ング」
- パテント・アーニー
- 弁理士奮闘中
- ジャーナリスト・江波詰
- 弁理士風土記(福島県)
- Tea time =Sweet
- 知的財産権なんでもQ & A
- 漫画「たまき弁理士」
- 特許庁からのお知らせ
- JPAA Information



知財の歴史

実質上日本初の特許法である「専売特許条例」が公布されたのは明治18年である。にもかかわらず、その年には早くも425件の特許出願がなされている。いかに特許制度の確立が待たれていたかがわかる。そして、同年中にはそのうちの99件が特許となっている。このなかで栄えある日本の特許第一号となったのは堀田瑞松氏の「防錆塗装及び塗法」に関するものであった。

このように順調なスタートを切ったようにみえる特許制度もいくつかの不備があり、また一部には批判や廃止論が主張されたが、不備を解消し、批判を乗り越えて明治21年に公布された特許条例、そして明治32年に公布された特許法へと進化していくのであった。



コポー洋菓子店さんのミルフィーユです。生地はさくさく、フルーツの彩りもきれいです。上品な甘さで紅茶との相性も抜群。添加物を一切使用しない手作り焼き菓子も通販していますので、遠方の方は、焼き菓子のご賞味をお勧めします。焼き菓子だけで20種類以上あるので詳しくは直接お店にお問い合わせください。(HY)

東京都中野区弥生町5-27-1
TEL 03-3380-0059



かゆみが消えたと薬を止めると、すぐに水虫は復活する。皮膚表面から約〇・五mm下に潜むので、角質層が新しく入れ替わる約一ヶ月の間塗り続けないといけない。かゆみのない部分でも生きている多くの人で一時的に過ぎない。その理由は治療薬の塗り方にあるという。

かゆみが消えたと薬を止めると、すぐに水虫は復活する。皮膚表面から約〇・五mm下に潜むので、角質層が新しく入れ替わる約一ヶ月の間塗り続けないといけない。かゆみのない部分でも生きているため、患部を中心には薬を広く塗る必要がある。患者のいる家庭では菌がばらまかれ、スリッパ、バスマットなどの共有は必ず避けたいものだ。ただ最近では飲む水虫薬も登場し、比較的強い効果があることも確認されている。今夏こそ、水虫と決別したい。

開業の地であるここ郡山市は福島県のちょうど中央に位置し、縦貫する東北道と横断する磐越高速道とが交差して、県内経済の中心を成しています。

知財への関心度は全国平均と比べて低く、企業は中央からの受注に関心を置き、自ら新製品を開発したり新たな商売を興すことには躊躇する傾向にあります。近年の知財立国の施策に目覚め、その重要性に刮目すれば、弁理士への需要と期待は益々増えるのではないかと楽観視しております。

出身地である郡山市に開業して満17年になります。県内で主たる事務所を開設している弁理士は3名足らずで、私の開業時から変わりません。県内外に出張して、種々の相談会、企業や大学高校の講演・講義を行っております。また、依頼される業務の内容は広範多岐に渡り、技術的好奇心を十分に満たしてくれ、充実感を覚えます。

休日は可能な限りアウトドア系の趣味に浸っています。冬期はスキー、夏から秋はトレッキングです。休日は仕事をしないこととしていましたが、今年度から東北・北海道部会長を務めることとなり、1期2年間は休日返上を覚悟しております。

▼開成山公園と安達太良山



シリーズ

12

弁理士風土記

(福島県)

水野特許商標事務所
弁理士 水野博文



▲スキー場にて

惜しくない 水虫との別れ

ジャーナリスト
こぼれ話

“水虫”に不気味な動きがみられる。かつてお父さんの専売特許だった水虫が、若者の間で流行しだし、最近では若い女性で被害が目立つ。秋の実りのための雨が、この時期新たな憂鬱の種を蒔いている。



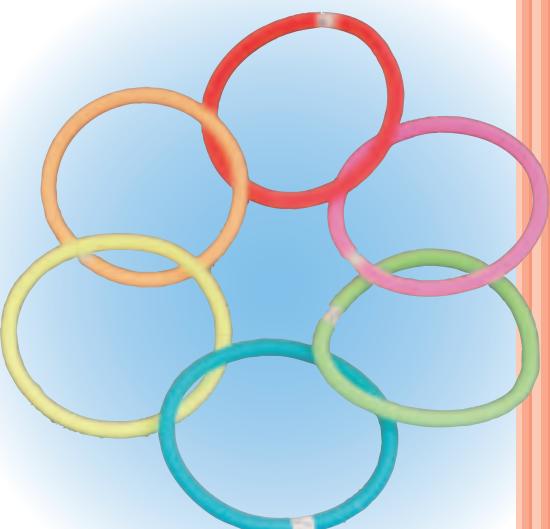
(さいち)

ヒット商品を支えた知的財産権

VOL. 38

使いやすさ、美しさを追究した髪ゴム 「ヘップリング」

特許番号 第2936091号
第2936092号
商標番号 第4392841号
意匠番号 第1057274号



日本の伝統を継承する組紐メーカーを前身とする同社の製品は、髪ゴムを中心とするゴム芯入り組紐が7割を占める。パッケージ用の装飾ゴムは、丸い品物の包装に使われることが多い。「結びの文化が失われ、紐を結べなくなつた」ためだと井上さんは指摘する。組紐のノウハウを持つイノウエは、知的財産権を事業戦略の柱として、「結べない」現代のニーズに応えるとともに、紫外線カットなどの機能を備えた製品開発を進めている。

髪を束ねるのに便利かつおしゃれなアイテムが、カラフルな髪ゴムだ。そのトップメーカーのイノウエが開発した「ヘップリング」は、一見つなぎ日のない、リング状の製品である。それまで市販されていた髪ゴムは、1m程のひも状のもの、あるいは金具で両端を留めてリング状にしたものだつた。ひも状のものは、利用者が好みの長さに切つて使える利点がある反面、結び目がほどけたり、きれいにできないことがある。リング状のものならば、そうした心配はないが、金具とゴムの間に髪がはさまるという欠点があった。この課題を解決するためにイノウエが取り組んだのは、ゴムの両端を接着してリング状にする技術である。髪ゴムは、ゴムの芯を組紐が覆つてゐることから、素材の異なるゴムと組紐を同時に接着しなければならない。しかも、接着面にはゴムの引っぱる力がかかる。

「発想してから満足のいくものができるまで、約五年かかりました。途中で断念しかけたこともあります。一番難しかったのは接着剤です。メーカーさんと試行錯誤を繰り返しました」と同社社長の井上旭さんは振り返る。接着できても、つなぎ目が盛り上がりてしまつては、美しさや使用感を損ねる。この点を改良するのも大変だつた。ゴムの断面は丸ん丸ではないので、接着は目で見て力を加減する手作業でなければできないそうだ。

ヘップリングのつなぎ目は、注意して触らないとわからない。その売り上げは、従来品とは比べ物にならないほど飛躍的に伸びたといふ。この画期的な技術で、同社にとつて初めての特許も取得した。井上さんは「うちの真似をした製品がずいぶん出てきたことから、知財強化を図る必要を感じていた」と出願の背景を語る。接合部に関する特許では、構造や方



PATENT ATTORNEY

弁理士奮闘中

弁理士の業務のひとつとして特許調査の仕事を紹介いたします。

特許調査の仕事は、弁理士でなくても業務として実施できます。しかし、普段から特許の明細書を作成している弁理士は、特許の明細書で使われやすい表現などを熟知しているので、潜在的には、高精度の特許調査ができるはずです。

顧客が特許事務所に特許調査を依頼すると、弁理士みずからが特許データベースを検索することができますが、外部の特許調査会社に調査を依頼することもあります。

特許調査には次のようなものがあります。(1)研究開発のスタート時点などに特定の技術分野の特許出願の全体状況を調べるもの。(2)特許出願の前に同じ発明が出願されていないかどうかを調べるもの。(3)他社の特許を無効にするための公知文献を探すもの。(4)自社製品が他社の特許権を侵害していないかどうかを調べるもの。



新しい形のコップを思い付いたのですが、どのような保護を受けることができるのでしょうか。



思い付かれたコップの形がデザイン的に新しくて創作性がある場合には、意匠による保護を受けることが考えられます。また、このコップの形によって技術的な効果が得られるような場合には、特許又は実用新案による保護を受けることも考えられます。

意匠による保護を受ける場合には、権利を得たいと思うコップを図面や写真に示して意匠登録出願を行うことが必要になります。また、コップの一部に特徴がある場合には、その特徴部分を明確にして部分意匠の意匠登録出願を行うことも考えられます。

また、特許や実用新案による保護を受ける場合には、このコップに関してどのような範囲で権利を得たいのか、またこの

コップの技術的特徴がどのような点にあって、どのような効果が得られるのか等を、文章や図面によって明確にして出願する必要があります。

また、特許と実用新案とは技術的思想を保護するという点では同じですが、特許は実用新案よりも高度な技術を対象としており、権利期間は長くなりますが、一般的に費用が高くなります。

なお、意匠登録出願、特許出願、実用新案登録出願の何れの出願を行われる場合にも、出願にあたって様々な様式が定められていますので、それぞれの出願の方法を示した本を参考にするか、専門家である弁理士に相談してください。

●大阪府／会社員（25歳）

○このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキまたはFAX:03-3581-9188で日本弁理士会広報課「Q&A係」までお送りください。尚、掲載させていただいた方に記念品を進呈いたします。



特許庁からのお知らせ

「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル2004」について

特許庁では、中小・ベンチャー企業の経営に関わりを持つ人々に対し、知的財産を経営に役立てるための実践的な情報を提供することを目的として「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル2004」を作成しました。

主な内容は「知的財産を企業の成長に結びつけるための戦略」「知的財産で戦う中小企業事例」「知的財産の活用に役立つ基礎知識」「知的財産戦略支援事業とその事例」などです。

詳細については、特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>) の「特許庁の取り組み(中小企業支援施策)」をご覧下さい。

ご不明な点がありましたら、特許庁総務部総務課地方班(03-3581-1101(代)/内線2107)又は、同総務課中小企業等支援班(同/内線2145)までお問い合わせ下さい。



2005年「弁理士の日」記念行事のご案内

参加無料!

JPAA
Information

東京 【会場】秋葉原ダイビル

第3回公開フォーラム

【日 時】7月1日(金) 午後1時～午後5時

【テーマ】「知財制度に伴うリスクの配分」／「特許法第102条に基づく損害賠償について」／パネルディスカッション「技術標準と特許権について」

弁理士の日記念フェスタ

【日 時】7月2日(土) 午前10時～午後5時

【内 容】無料特許相談会／1日ロボット製作／ROBO-ONEグランプリin秋葉原／米村でんじろうサイエンスプロダクションによる実験アカデミー／広がる知的ワールド(知財トークショー・ASIMOショー)

国際シンポジウム

【日 時】7月4日(月)午後1時30分～午後5時

【内 容】基調講演「知的財産高等裁判所の概要と近似の法改正の動向について」／パネルディスカッション「知的財産権訴訟の現状と課題」

大阪

弁理士の日記念講演会

【日 時】7月2日(土)午後1時～午後4時20分

【会 場】テイジンホール

【テーマ】「模倣品の輸入差止－実例を中心として－」

名古屋

弁理士の日記念イベント2005

【日 時】7月2日(土) 午前10時～午後4時

【会 場】名古屋商工会議所ビル 3F会議室

【内 容】知財セミナー1・2／インターネット検索体験／無料特許相談会

福岡

弁理士の日記念イベント

【日 時】7月2日(土) 午後1時～午後4時

【会 場】アクロス福岡

【内 容】無料発明相談／クイズで学ぼう知的財産／ミニセミナー

全国

全国一斉無料特許相談会開催

全国各地33箇所にて開催いたします。弁理士が無料で相談に応じます。

【日 時】7月2日(土) 午前10時～午後4時

※行事に関する詳細は下記までアクセスして下さい。
<http://www.jpaa.or.jp/>

